

真庭市立蒜山中学校いじめ防止基本方針

令和7年3月 策定

いじめに関する現状と課題

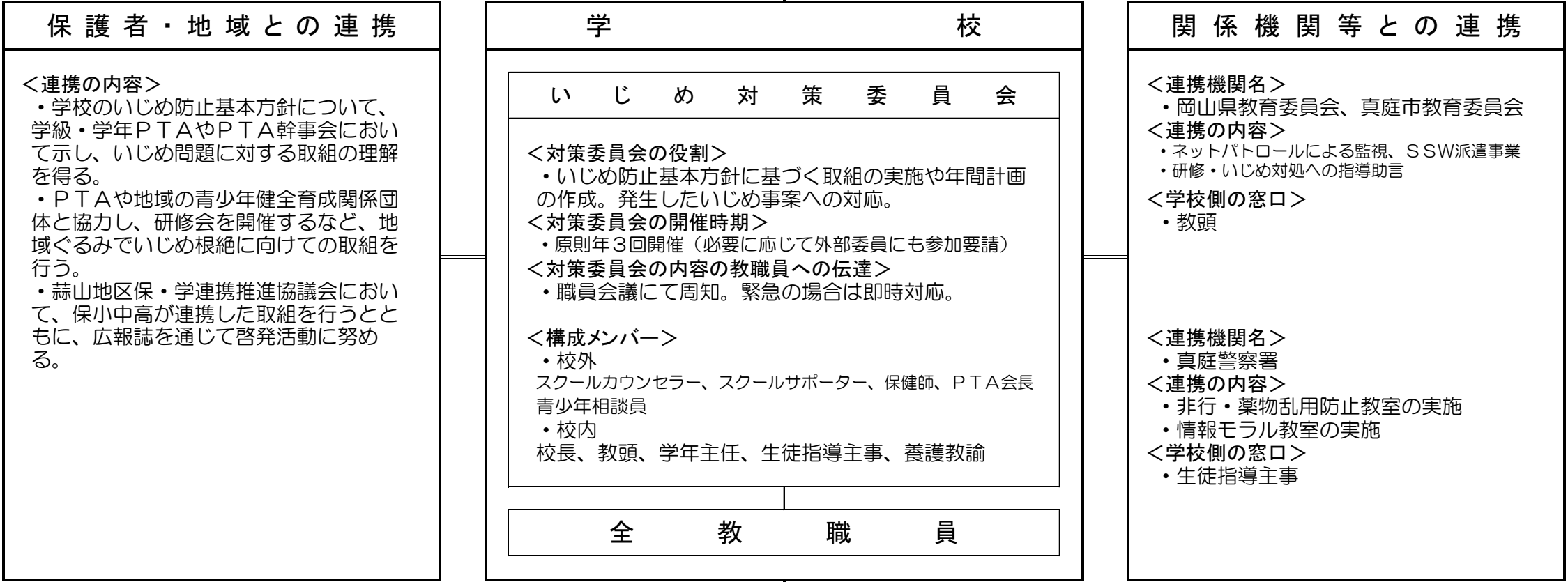
- ・日常の学校生活の中において友人の気持ちを傷つけるような配慮に欠けた言動や悪質ないたずらが原因でトラブルが見受けられるなど、いじめにつながる潜在的要素は多い。今後も、生徒指導委員会や特別支援教育委員会を中心に情報共有を密にし、いじめ防止のための素早い対応を推進していく必要がある。また、いじめの早期発見や適切な対応のための教職員研修の充実を図る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止、早期発見、素早い対応を図るため、いじめ対策委員会を設置するとともに、教職員間での情報の共有化を徹底し、学校をあげた問題解決のための取組を行う。
- ・生徒の主体的な活動をととして、いじめを自らの問題として捉え、いじめを許さない意識や態度を養い、互いを支え合い協力することの大切さを実感させる。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、自他の尊重や命を大切にす実践力を育てる。

＜重点となる取組＞

- ・これまで行ってきた定期的教育相談の継続やアンケート調査・Ｑ－Ｕを実施し、生徒一人ひとりの内面に寄り添うことにより、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・生徒会を中心とした、いじめについて考える取組を実施し、いじめを許さず、いじめをすすんで解決しようとする意識を育てる。
- ・全校をあげて情報モラルに関する授業を実施する。また、ネット上のいじめ等についての教職員研修を実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	（教職員の指導力の向上） ・いじめ問題に対する対応の仕方やネット上のいじめに対する指導の在り方等についての研修を行う。 ・生徒の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、お互いに支え合う風土を培う。 ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育および体験活動などの充実を図る。 （生徒の主体的活動） ・生徒会を中心に、いじめについて考える取組を実施し、いじめ防止の意識を高める。（人権標語を募集） （情報モラル教育） ・小学校低学年以上のすべての児童生徒に、情報モラルについての指導を行う。 ・ＳＮＳ利用の危険性やネット上のいじめ等のトラブルへの対処法について、真庭警察署等の協力を得て学習を行う。 （家庭教育） ・家庭においては、就学前の児童期から人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行うことができるよう必要な情報を提供する。 （特に配慮が必要な児童生徒への対応） ・発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、積極的に研修を行い、日常的に適切な支援を行う。
② 早 期 発 見	（実態把握と相談体制の確立） ・振り返りシート（毎週水曜日）の実施や定期的な教育相談及びＱ－Ｕをととして、生徒の状況を把握し、いじめの早期発見に努める。 （情報の共有） ・生徒の気になる変化や行為など、教職員間でいつでも情報が共有できる体制を継続する。 ・保護者や、学校園、地域と連携し、いじめ未然防止、早期発見、解消に関わる。 ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
③ い じ め へ の 対 処	（いじめの確認） ・些細な兆候や情報提供・訴えを軽視することなく、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、いじめ対策委員会に報告する。 （教職員の組織的対応） ・いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告するなど学校の組織的な対応につなげる。 ・学校と教育委員会が連携し、それぞれの責任を果たし、いじめを積極的に認知し、１００％の解消をめざし、組織的に徹底して解消に取り組む。 ・生徒の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 （関係機関との連携） ・真庭市教育委員会や真庭警察署と連携を図り、指導・助言を受けるとともに、対応について協議する。 （いじめられた生徒への支援） ・いじめられている生徒を徹底して守り通すことを最優先し、安心して生活できる環境を整えるとともに、保護者との情報共有を図る。 （いじめた生徒への対応） ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、事実に対する保護者の理解と協力を求める。